

■暴力団員等

■役員に暴力団員等がいる法人

■暴力団員等から

資金の提供を受けた個人・法人

は、買受人になれません。

(民事執行法71条5号)

入札の際、入札書ごとに
下記の各書面の提出が必要です。

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※ 入札時に提出がない場合、入札は無効です (追完不可)。

※ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、個人番号 (マイナンバー) や住民票コードが記載されていないものを提出してください。

※ 入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し

(宅地建物取引業者の場合)

※ 有効期限内のものを提出してください。

※ この写しを提出する場合でも、陳述書・住民票・資格証明書の提出は別に必要です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 24 日

奈良地方裁判所葛城支部執行係

裁判所書記官 吉 岡 紀 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 15 日から 令和 8 年 10 月 22 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 奈良地方裁判所葛城支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 19 日 午前 9 時 50 分 場 所 奈良地方裁判所葛城支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 24 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 250, 000 3, 400, 000	一括	850, 000	65, 404	0
1	1, 510, 000				
2	2, 740, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 宇陀市菟田野別所
地 番 380番1
地 目 宅地
地 積 404.01平方メートル
- 2 所 在 宇陀市菟田野別所380番地1
家屋 番号 380番1
種 類 居宅
構 造 木・鉄骨造瓦葺2階建
床 面 積 1階 218.85平方メートル
2階 122.40平方メートル
(現況)
床 面 積 1階 約190.85平方メートル
2階 122.40平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8年 8月 5日

奈良地方裁判所葛城支部執行係

裁判所書記官 吉 岡 紀 子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------|---------------|
| 1 | 所 在 | 宇陀市菟田野別所 | |
| | 地 番 | 380番1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 404.01平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 宇陀市菟田野別所380番地1 | |
| | 家屋 番号 | 380番1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木・鉄骨造瓦葺2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 218.85平方メートル |
| | | 2階 | 122.40平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 約190.85平方メートル |
| | | 2階 | 122.40平方メートル |



令和 8 年(ケ)第 24 号
令和 8 年 6 月 22 日受理
令和 8 年 7 月 21 日提出

現況調査報告書

奈良地方裁判所葛城支部

執行官 上 田 浩 正

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇陀市菟田野別所 |
| | 地 番 | 3 8 0 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 0 4. 0 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇陀市菟田野別所 3 8 0 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 3 8 0 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木・鉄骨造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 2 1 8. 8 5 平方メートル
2 階 1 2 2. 4 0 平方メートル |

(2枚目)

その他の事項

1 表札等の表示

(1) 表札の表示

所有者の姓の表示（ローマ字）が見受けられる。

(2) 郵便受けの表示

郵便受けが見当たらない。

2 目的土地の状況

(1) 目的土地は目的建物の敷地となっている他、南部に井戸が存在し、井戸用ポンプが設置されており、目的建物の北西側外壁沿いにヒートポンプ給湯機の貯湯タンク及び井戸用ポンプが設置されているが、ヒートポンプユニットは見当たらない。また、南東端辺りには電柱様のポールが設置されている他、東側に隣接するカーポートの支柱等が目的土地側に越境して設置されていると見受けられる。

(2) 目的土地を概測したところ、その形状はおおむね地積測量図のとおりであると思料される。

なお、目的土地内には起伏が存在する他、隣接地との西側境界付近においては隣接地より高く、南側道路より低く位置している。

(3) 目的土地の南側及び北東側両接面道路の現況幅員を概測した結果は、別紙土地建物位置関係図に記載のとおりであり、中和土木事務所担当課職員から聴取したところによれば、両道路はいずれも建築基準法上の道路である。

3 目的建物の状況

(1) 1階南東側に減床部分が見受けられるので、これを床面積から減算して報告する。当該減床部分は老朽化により取り壊され、滅失した部分であると推察されるが、その経緯は不明である。

なお、目的建物の敷地面の北西部辺りは、他の敷地面より低く位置していることから、1階北西側に所在するカラオケルームは、他の1階部分より低く位置している（別紙間取図参照）。

(2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおりであり、残置されたものと推察される家財道具類が見受けられるが、建物内における生活実態は認められない。

(3) 登記記録等によれば、目的建物は昭和22年に南東部が新築され、昭和62年に北西部が増築されたものと推察され、南東部は天井や内壁に雨漏りによる損傷が見受けられるなど、顕著に老朽化している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者	1 目的建物には所有者さんがお住まいでしたが、昨年秋頃から空き家となっているようです。 2 目的土地の東側に隣接して設置されているカーポートは、所有者さんが設置されたものではありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

目的物件の占有関係

立入調査の結果等から、目的建物は所有者が居宅（空き家）として使用、占有しているものと認める。

なお、立入調査実施時に、目的物件につき権利を主張する者は速やかに届け出るよう記載した文書を目的建物内に差し置いたが、届出はない。

おって、当職は所有者宛照会書を送付したが、所有者からは回答がない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月22日 12:55-13:05	奈良地方法務局 中和支局	公図等調査
8年6月22日 13:25-13:35	中和土木事務所	道路等調査
8年6月22日 14:45-15:05	宇陀市役所	課税資料等調査
8年6月22日 15:40-16:00	物件所在地	物件及び占有確認
8年6月22日 : - :	当庁	所有者宛照会書送付 (無回答)
8年7月8日 9:35-11:40	物件所在地	立入調査, 評価人帯同
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和 8年 7月 8日
目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

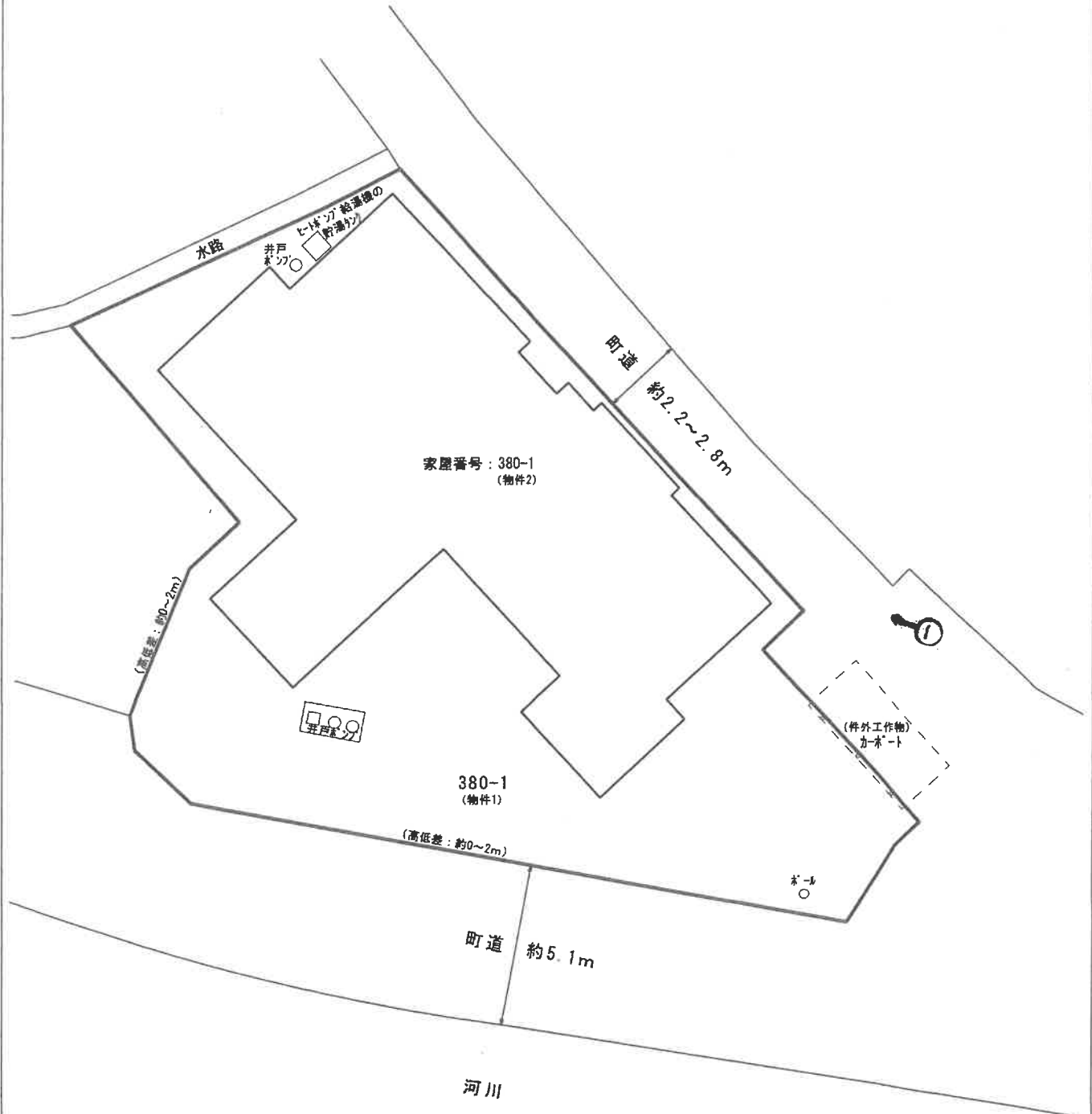
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図

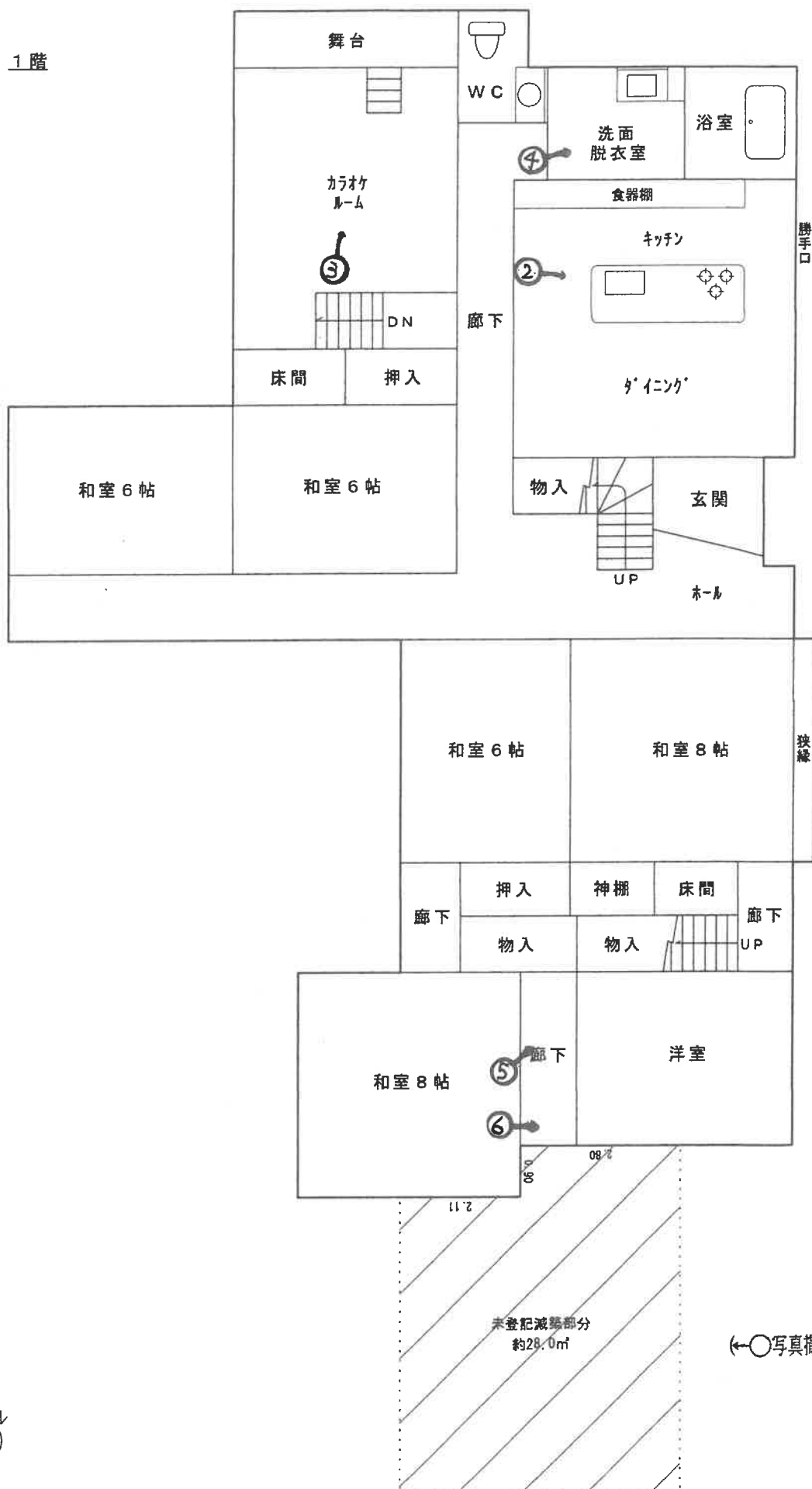
所在 宇陀市菟田野別所380-1



※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

間 取 図

1 階

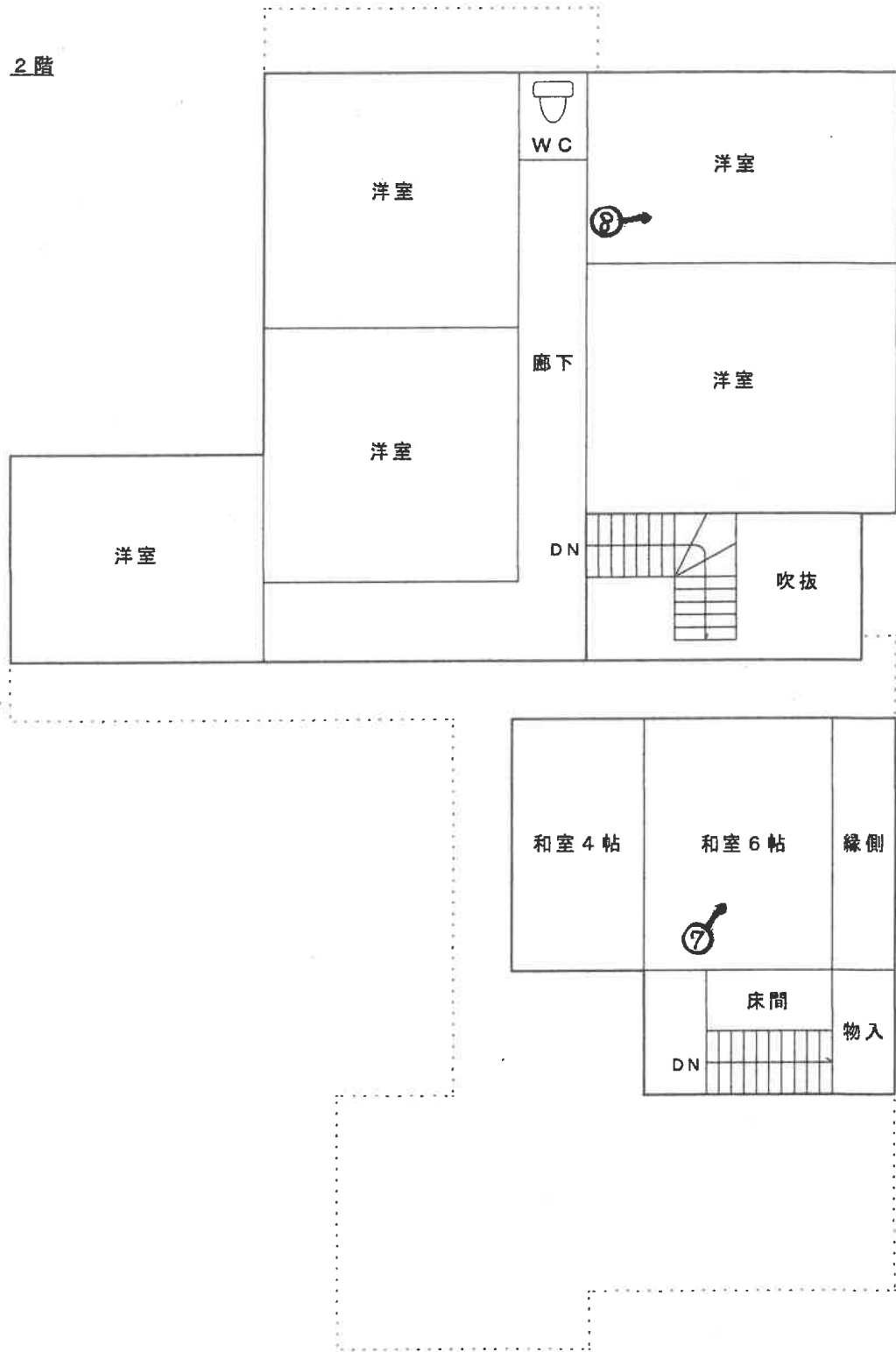


※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。

(8 枚目)

間 取 図

2 階



(←○写真撮影場所・方向)



※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。

(9 枚目)

目的建物

減築部分あり



①



②



③

(10枚目)



④

天井損傷



⑤

天井・壁損傷



⑥

(// 枚目)



⑦



⑧

令和8年(ケ)第24号
令和8年7月8日現地調査
令和8年7月29日評価
評価書No.702606002

奈良地方裁判所 葛城支部 御中

評 価 書
(土地・建物)

評価人 不動産鑑定士

三 和 浩

第1 評価額

一括価格	
金4,250,000円	
内訳価格	
物件1	¥1,510,000
物件2	¥2,740,000

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地価格は、物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が事前に物件に立ち入ることができない場合があること、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	「物件目録記載のとおり」	特記事項参照
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	「物件目録記載のとおり」	特記事項参照
特 記 事 項			
①本評価書記載事項は、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」ではない。買い受けに当たっては、利用目的等により必要な個別事項については、所轄行政庁に十分調査確認されたい。 ②物件2建物床面積 1階約190.85㎡、2階122.40㎡(登記簿床面積:1階218.85㎡、2階122.40㎡)			

第4 目的物件の位置・環境等

1. 対象土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	近鉄大阪線「榛原」駅の南方約7km(道路距離) ※別添、対象不動産位置図を参照	
付近の状況	地 域 の 特 性	川沿いの既存住宅地域
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	第一種住居地域
	建 ぺ い 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	法22条指定区域
	そ の 他 規 制	15m高度地区、宅地造成等工事規制区域
画地条件 (規模・形状等)	規 模	標準的
	形 状	不整形
	街路との接道方位	南側、北東側
	街路との高低差	南側:等高～約2m低い、北東側:概ね等高
	そ の 他	—
接面道路	南側:幅員約5.1m市道、建築基準法第42条第1項第1号道路 北東側:幅員約2.2～2.8m市道、建築基準法第42条第2項道路	
土地の利用状況及び隣地の状況等	土 地 の 利 用 状 況	戸建住宅の敷地
	隣 地 の 状 況	道路、水路、雑種地等
供給処理施設	上 水 道	前面道路本管あり※下記特記事項
	ガ ス 配 管	なし
	下 水 道	あり
土壌汚染等	閉鎖登記簿謄本によると、過去に土壌汚染懸念施設が存在したとは推定できない。古い住宅地図(1983年発行等)では店舗等(トーフ店と記載あり)であった模様である。土壌汚染対策法に言う形質変更時要届出区域、要措置区域の指定はなく、水質汚濁防止法の特定事業場の届け出もない。現地実査においても土壌汚染を懸念すべき施設及び物品の存在は確認できず、周辺地域(半径50m以内)にも水質汚濁防止法の特定事業場届け出施設(有害物質使用)の存在は確認できなかった。但し、以上の調査結果のみでは土壌汚染の有無及び程度についての詳細は不明であり、専門機関による詳細調査を行わないと確定できない旨ご留意頂きたい。	

特記事項	①目的土地は目的建物の敷地となっている他、南部に井戸が存在し、井戸用ポンプが設置されている。目的建物の北西側外壁沿いにヒートポンプ給湯機の貯湯タンク及び井戸用ポンプが設置されているが、ヒートポンプユニットは見当たらない。また、南東端辺りには電柱様のポールが設置されている他、東側に隣接するカーポートの支柱等が目的土地側に越境して設置されていると見受けられる。 ②目的土地を概測したところ、その形状は概ね地積測量図の通りであり、地積についても概ね登記簿通りと思われる。なお、正確な隣地境界及び地積等については、隣接土地所有者等の立ち合いのもと、専門家による実測が必要である。なお、目的土地内には起伏が存在する他、隣接地との西側境界付近においては隣接地より高く、南側道路より低く位置している。 ③宇陀市水道局聴取によると、前面道路の上水道本管からの引込みはないとのことである。井戸利用によるものと推測されるが、詳細は不明である。
-------------	---

2. 建物の概況及び利用状況 (物件2)

建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日(登記記載)		昭和22年10月10日新築 昭和62年7月31日増築※下記特記事項	
	経済的耐用年数		約 25 年	※下記特記事項
	経過年数		約 79 年	※下記特記事項
	経済的残存耐用年数		約 0 年	※下記特記事項
仕 様	構	造	木・鉄骨造2階建	
	屋	根	瓦葺	
	外	壁	モルタル等	
	内	壁	土壁、クロス等	
	天	井	板張り等	
	床		畳、フローリング等	
	設	備	電気、給排水等(稼働の可否は不明)	
	そ の 他			
床面積(現況)	第3項目的物件欄に記載の通り			
現況用途等	階 層 ・ 用 途	1階:居宅	2階:居宅	
	間 取 り	13DK+カラオケルーム		
品 等	普通			
保守管理の状態	劣る			
建物の利用状況	建物所有者が居宅(空き家)として使用している。			
特 記 事 項	①建物の部材または、設備機器にアスベスト等の有害物質が使用されているか否かは不明。 ②新耐震基準(1981年改正)施行以前に建築された建物であり、現行耐震基準を満たしているか否かは、不明。 ③1階南東側に減床部分が見受けられる。当該減床部分は老朽化により取り壊され、滅失した部分であると推察されるが、その経緯は不明である。なお、目的建物の敷地面の北西部辺りは、他の敷地面より低く位置していることから、1階北西側に所在するカラオケルームは、他の1階部分より低く位置している。 ④登記記録によれば、目的建物は昭和22年に南東部が新築され、昭和62年に北西部が増築されたものと推察され、南東部は特に天井や内壁に雨漏りによる損傷が見受けられるなど、顕著に老朽化している。なお、北西部増築部分の経済的耐用年数は30年、経過年数は39年、経済的残存耐用年数は南東部同様0年とした。 ⑤奈良県中和土木事務所担当課での聴取によると、目的建物の北西部増築部分と思われる建築計画概要書(確認番号:13、確認年月日:昭和62年6月24日、主要用途:住宅、工事種類:増築)が存在した。なお、検査済証は交付されていないとのことである。			

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1(土地)

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア (円/㎡)	個 別 格 差 イ	地 積 ウ (㎡)	建 付 減 価 補 正 率 エ	建付地価格 (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ÷オ (円)
1	16,300	0.91	404.01	0.90	5,393,000

ア 標準画地価格の査定(公示価格等からの規準)

地価公示地点 宇陀-7

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $18,900 \times 99.4 / 100 \times 100 / 104 \times 100 / 111 \div 16,300$

◇ 時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正: 104 方位

◇ 地域格差: 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100 / 101 \times 100 / 100 \times 100 / 110 \times 100 / 100 \div 100 / 111$

イ 個別格差: 画地条件等 0.91 (方位1.04、角地1.02、セットバック0.95、形状等0.90)

ウ 地 積: 現況÷登記

エ 建付減価補正率: 建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性を考慮

② 物件2(建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物 件 番 号	再調達原価 ア (円/㎡)	現況延床面積 イ (㎡)	現価率 ウ	建物の価格 (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ÷エ (円)
2	175,000	313.25	0.040	2,193,000

ウ 現価率

経済的全耐用年数25年・経過年数79年・経済的残存耐用年数0年・残価率0.05の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し現価率を査定した。

現価率 = {残価率 0.05 + (1 - 0.05) × (経済的残存耐用年数0年 / 経済的全耐用年数25年)} × (1 - 観察減価0.2) ÷ 0.04

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については敷地利用権等の価格を控除し、建物については敷地利用権価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 敷地利用権価格

物件番号	建付地価格 ア (円)	敷地利用権等の割合 イ		敷地利用権等の価格 (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ (円)
1	5,393,000	0.50	法定地上権	2,697,000

イ 敷地利用権割合： 法定地上権として上記の通り判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 ア(1①オ,1②エ) (円)	敷地利用権等の 価格の控除 及び加算 イ (2①ウ) (円)	占有減 価補正 率 ウ	市場性 修正率 エ	競売市 場修正 率 オ	評価額 (万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ=カ (円)
1	5,393,000	-2,697,000	1.00	0.80	0.70	1,510,000
2	2,193,000	+2,697,000	1.00	0.80	0.70	2,740,000
一括価格(合計)						4,250,000

ウ 占有減価補正率： 占有減価の必要はないと判断した。

エ 市場性修正率： 建物の現況及び遵法性、水道管の状況等を勘案し、上記市場性修正率とした。

オ 競売市場修正率： 不動産競売手続きには一定の手続き上の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者が事前に物件に立ち入ることができない場合があること、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）が不可避免的に伴うこと、本評価が競売入札を前提とする売却基準価額の算定を目的としていること等を考慮し、競売市場修正率を 0.70とした。

第6 参考価格資料

1. 地価公示地点：宇陀-7
所 在：宇陀市菟田野岩崎549番8
価 格：18,900 円／ m^2
位 置：近鉄大阪線「榛原」駅約6.5km(道路距離)
価 格 時 点：令和8年1月1日
地 積：232 m^2
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：南7m市道
用 途 指 定 等：第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
地 域 の 概 要：一般住宅の中に作業所等の見られる住宅地域

2. 固定資産税評価額(令和8年度)

物件1：2,863,622 円

物件2：3,946,189 円 (課税床面積278.29 m^2)

第7 附属資料

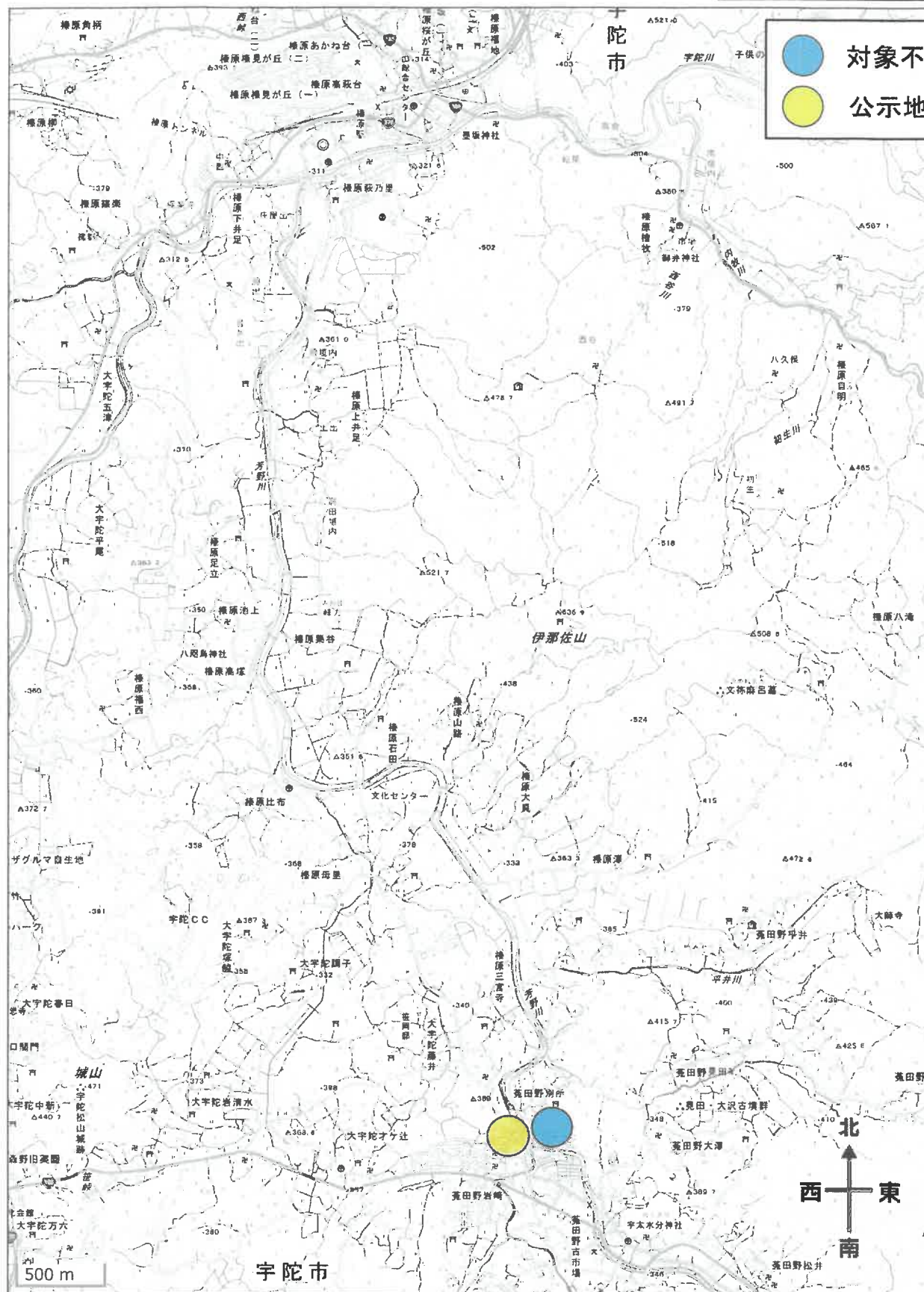
1. 対象不動産位置図(地理院地図GSI Maps)
2. 付近見取図(地理院地図GSI Maps)
3. 法第14条地図(縮小コピー)
4. 地積測量図(縮小コピー)
5. 建物図面(縮小コピー)
6. 土地建物位置関係図
7. 間取図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇陀市菟田野別所 |
| | 地 番 | 380 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 404.01 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇陀市菟田野別所 380 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 380 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木・鉄骨造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 218.85 平方メートル
2 階 122.40 平方メートル |



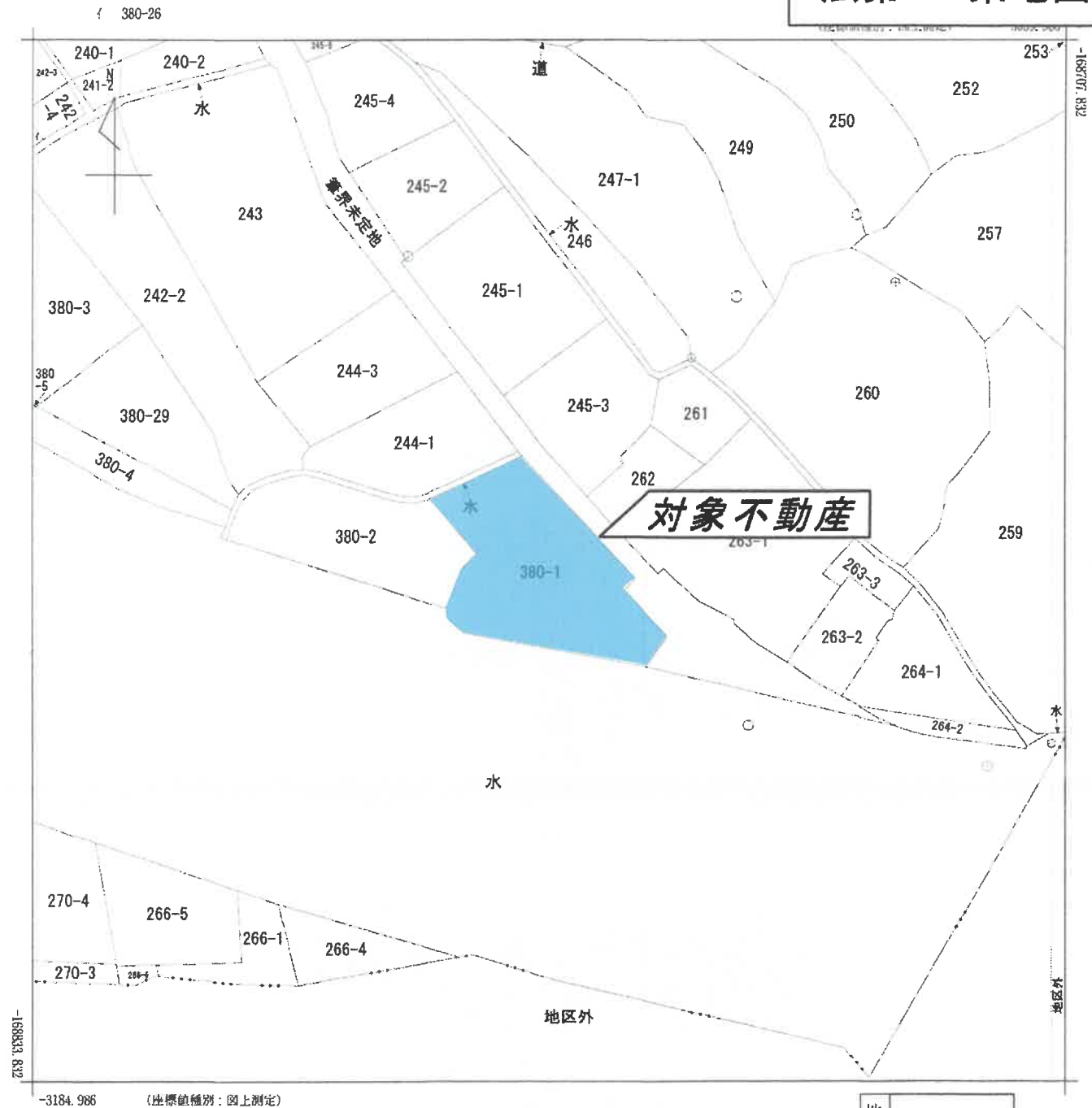


付 近 見 取 図

地理院地図
GS Maps



付属資料 No. 3
法第 14 条地図



地番区域見出
 菟田野別所

N

請求部	所在	宇陀市菟田野別所				地番	380番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(縮小コピー)

地積測量図

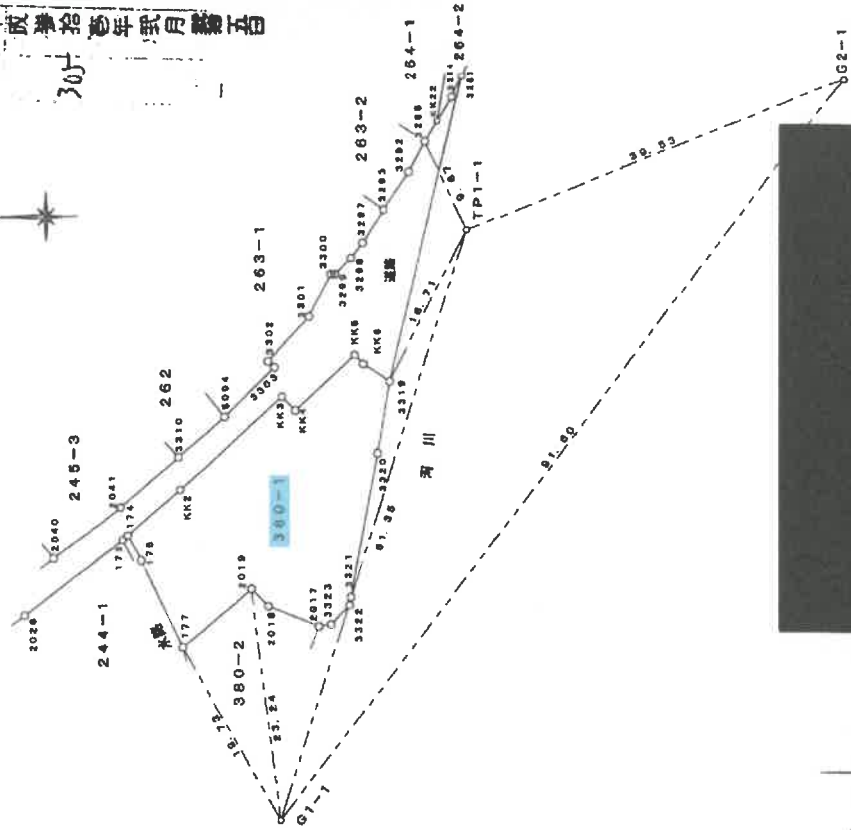
土地積測量図

地番 380-1

土地の所在 奈良県宇陀市菟田野別所

2-1

平成30年10月17日測量



座標求積表

地番	N	O	座標	X	Y	辺長	面積
380-1	174	(全図)	-169104.621	-2864.126	2.844	174 - 177	
	176	(全図)	-169105.924	-2868.954	9.453	175 - 176	
	177	(全図)	-169108.881	-2876.839	6.782	177 - 2019	
	2019	(全図)	-169116.881	-2869.826	2.321	2019 - 2018	
	2018	(全図)	-169118.142	-2871.216	5.351	2018 - 2017	
	2017	(全図)	-169123.093	-2873.246	1.105	2017 - 3323	
	3323	(全図)	-169124.278	-2873.074	2.638	3323 - 3322	
	3322	(全図)	-169126.079	-2871.148	0.792	3322 - 3321	
	3321	(全図)	-169126.425	-2870.369	14.838	3321 - 3320	
	3320	(全図)	-169128.881	-2866.076	7.183	3320 - 3319	
	3319	(全図)	-169130.187	-2849.008	3.105	3319 - KK6	
	KK6	(全図)	-169127.884	-2847.314	1.187	KK6 - KK5	
	KK5	(全図)	-169126.764	-2846.436	7.951	KK5 - KK4	
	KK4	(全図)	-169120.929	-2851.828	1.906	KK4 - KK3	
	KK3	(全図)	-169119.813	-2850.459	13.448	KK3 - KK2	
	KK2	(全図)	-169109.731	-2859.951	6.458	KK2 - 174	
面積			808.026566	地積		404.01	m ²
面積			404.0147830				

点名	座標	X	Y
G1-1	全図	-169119.253	-2892.510
TP1-1	全図	-169137.717	-2834.096
G2-1	全図	-169174.463	-2819.511

平成30年10月17日測量

作成者

嘱托者

登記年月日：平成31年2月26日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月29日 奈良地方支務局中和支局

登記官

(縮小コピー)

地積測量図

登記年月日：平成31年2月26日

公用

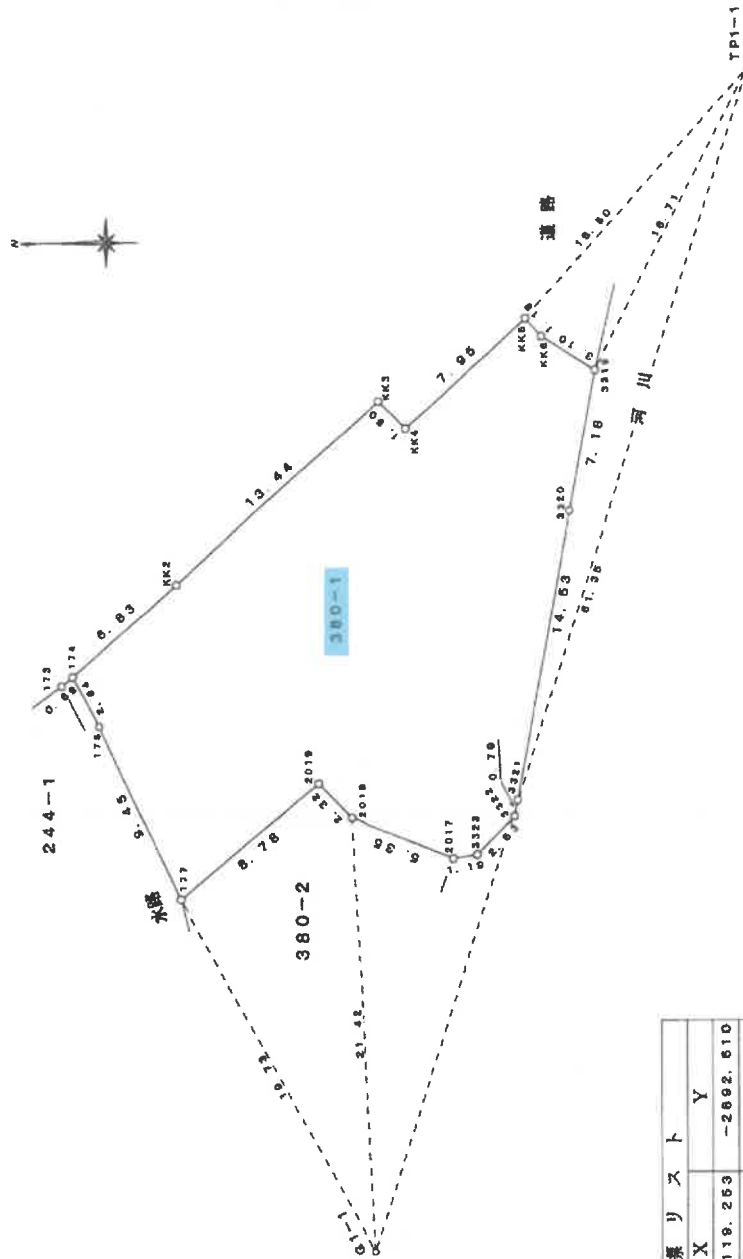
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年6月29日 奈良地方支務局中和支局 登記官

地積測量図

地番 380-1

土地の所在 奈良県宇陀市菟田野別所

2-2



点名	座標リスト	
	X	Y
G1-1	-169119.263	-2692.610
TP1-1	-169137.717	-2834.086

平成30年10月17日 測量

作成者

嘱托者

縮尺 1/250

(縮小コピー)

登記年月日：昭和62年8月7日

公用

次頁に図面に関する変更内容を示す。

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年6月29日 奈良地方裁務局中和支局 登記官

各階平面図

家屋番号 380番1

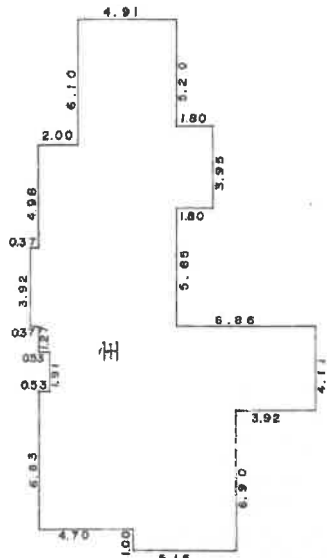
建物図面

建物の所在 奈良県宇陀郡菟田野町大字別所380番地1

243069

宇陀市菟田野区

宅階



床面積

5.15×1.00= 5.1500
9.85×6.83=67.2755
3.92×4.11=16.1112
9.32×3.18=29.6376
0.53×1.27= 0.6731
7.28×3.92=28.5376
6.91×4.98=34.4118
4.91×6.10=29.9510
1.80×3.95= 7.1100
218.8578
218.85㎡



昭和六十二年八月七日

(登録地)

縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

(1/4)

請求番号：14-3

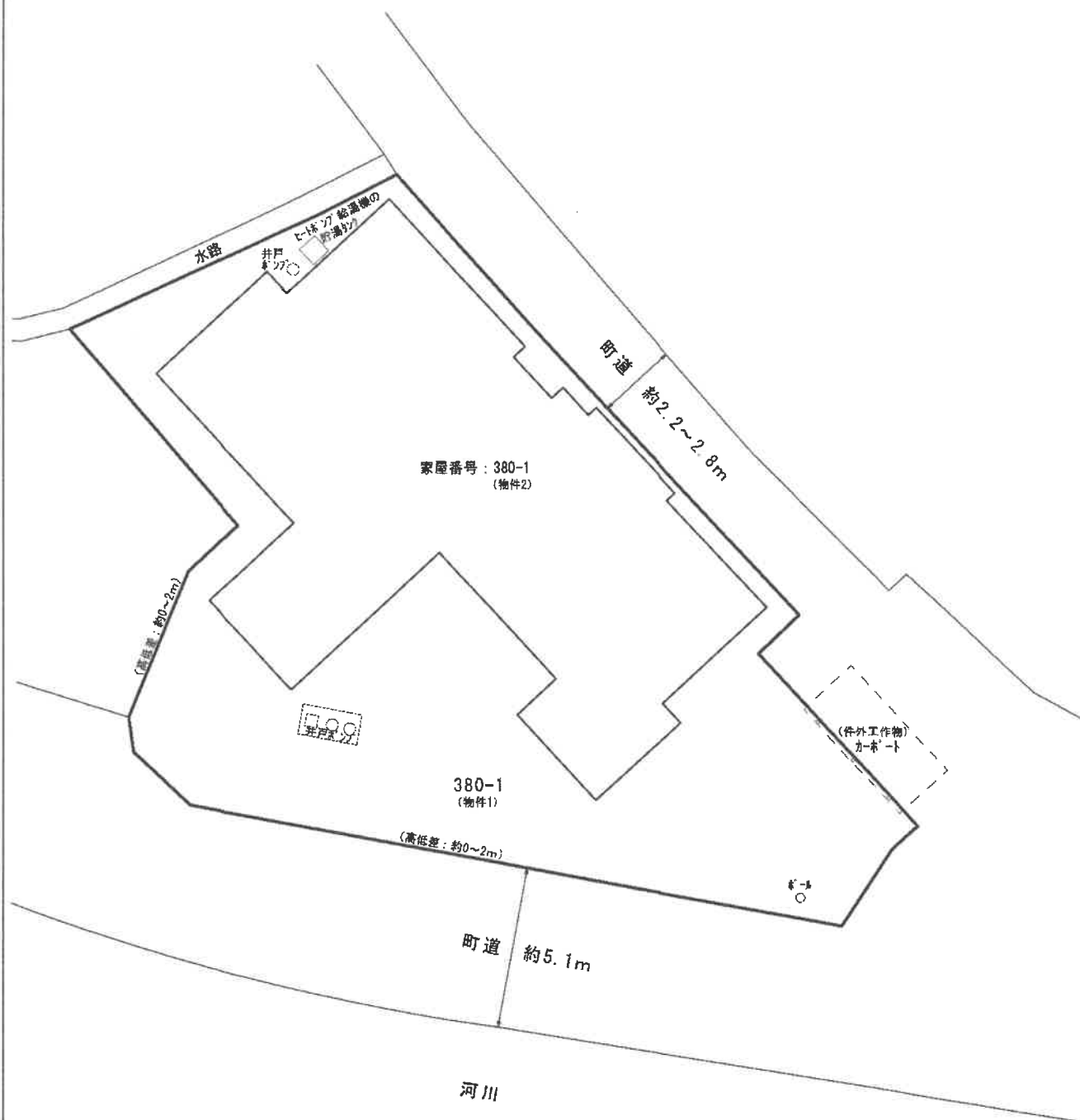
建物図面

付属資料 No. 5-1

(縮小コピー)

土地建物位置関係図

所在 宇陀市菟田野別所380-1

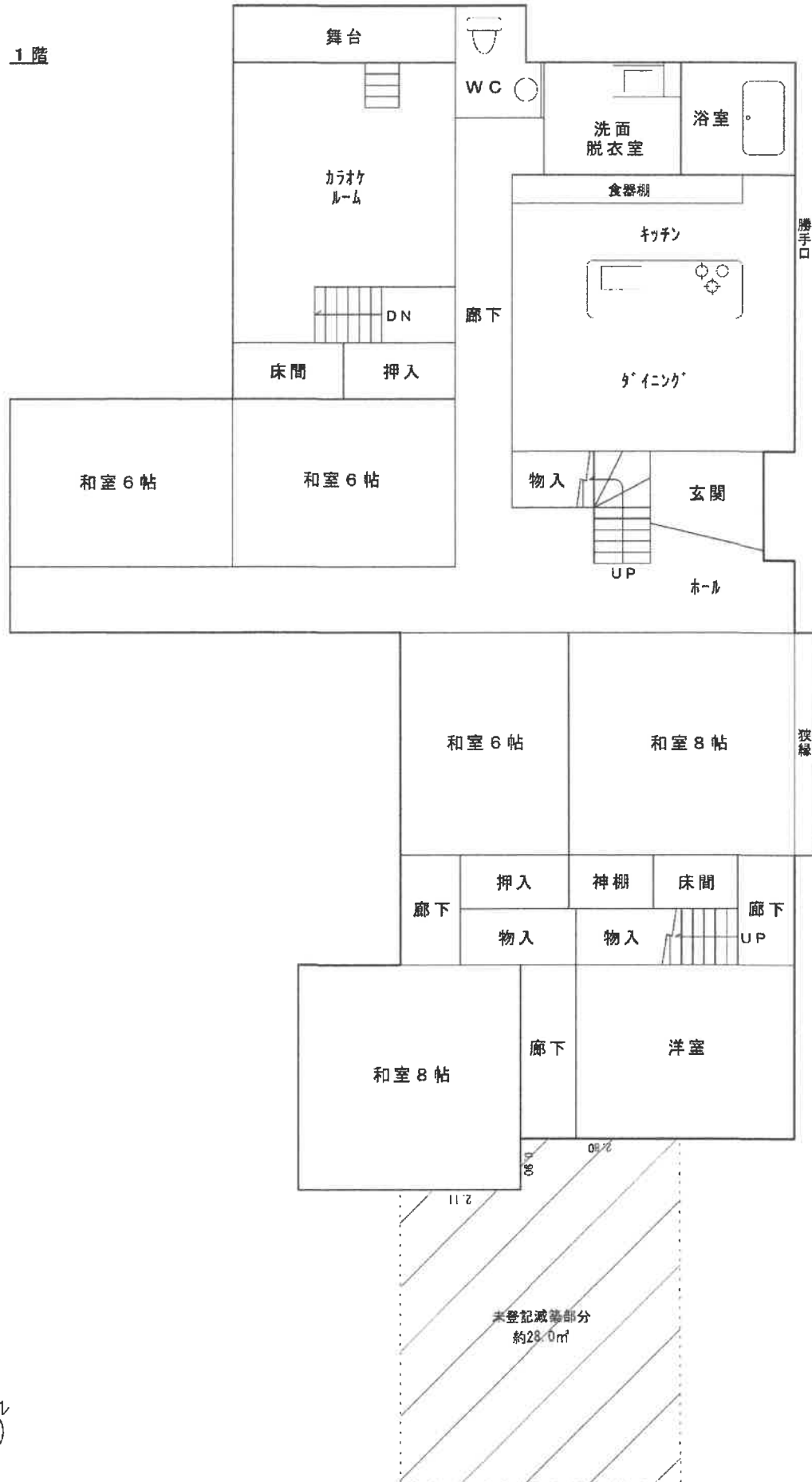


※本図面は明示や立会に基づくものではなく、概測によるため専門家による実測とは異なる可能性があります。

間 取 図

間 取 図

1 階

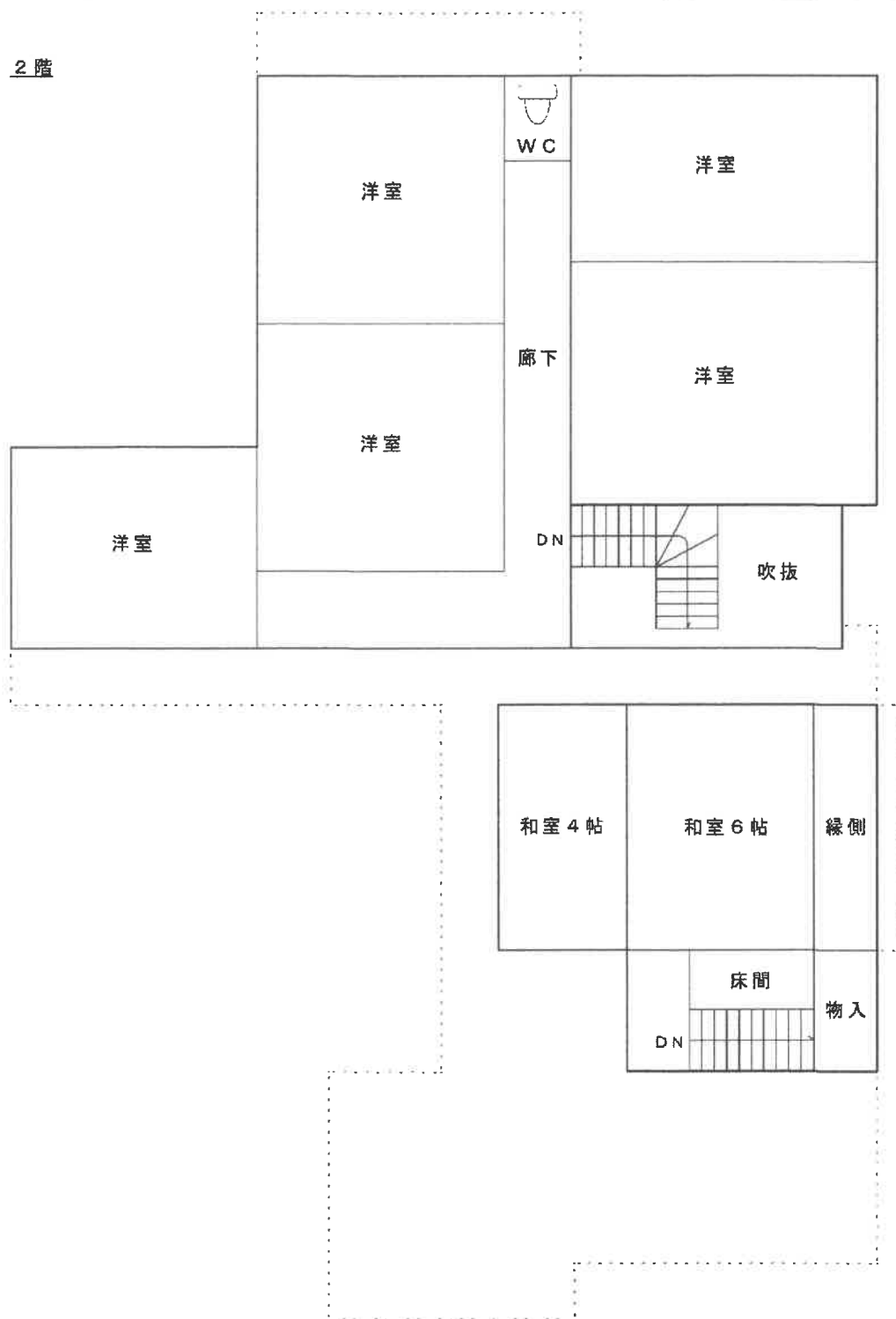


※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。

間 取 図

間 取 図

2 階



※本図面は建物間取りの概略図であり、実際のものとは異なる場合があります。